

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る業務方法書

千葉県耕作放棄地対策協議会
最終改正：平成29年6月13日

(目的)

第1条 本業務方法書は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱(平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金交付要綱(平成21年7月31日付け農振第500号。以下「県交付要綱」という。)に基づき、千葉県耕作放棄地対策協議会(以下「県協議会」という。)が行う耕作放棄地再生利用緊急対策に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、実施要領、交付要綱、県交付要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って、資金を安全に管理しつつ、実施要綱第2の1の耕作放棄地再生利用交付金(以下「再生利用交付金」という。)の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

2 県協議会は、地域耕作放棄地対策協議会、地域農業再生協議会又は実施要綱第5の4により地域耕作放棄地対策協議会の設置が認められた組織(以下「地域協議会」という。)が、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って再生利用交付金に係る事業を実施する場合、地域協議会に対して再生利用交付金を交付するものとする。

(県協議会における再生利用交付金の管理方法)

第3条 県協議会は、国から交付された再生利用交付金について、全額を資金として積み立てるものとし、耕作放棄地再生利用交付金会計、耕作放棄地再生利用交付金会計(再生利用活動附帯事業)を設け、区分して経理するものとする。なお、造成された資金(以下「基金」という。)の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 県協議会は、国から交付された再生利用交付金以外の資金(会員からの補助金等)の積み立てを行う場合、別の勘定を設けて再生利用交付金と区分して経理するものとする。

イ 県協議会は、基金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。また、平成30年度末に基金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。なお、本対策が完了する前であっても使用見込みの低い資金があるときは、当該資金を国に返還することがある。

(地域協議会における再生利用交付金の管理方法)

第4条 地域協議会は、県協議会から交付された再生利用交付金について、耕作放棄地再生利用交付金会計(再生利用活動)と耕作放棄地再生利用交付金会計(施設等補完整備)、耕作放棄地再生利用交付金会計(再生利用活動附帯事業)とに区分した上で、他の事業と区分して経理するものとする。なお、再生利用交付金の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 地域協議会は、再生利用交付金以外の資金(県又は会員からの補助金、実施要綱別紙1第3の5の所有者から徴収する負担金等)を実施要綱別紙1第1の取組に充てる場合には、別の勘定を設けて再生利用交付金と区分して経理するものとする。

イ 地域協議会は、再生利用交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとし、その運用により生じた運用益を再生利用交付金に繰り入れるものとする。また、各年度末に残額が生じたときは、前年度から年度を超えて実施する取組を除き、これ翌を県協議会に返還するものとする。

(地域協議会から県協議会への交付申請に関する事項)

第5条 地域協議会長は、再生利用交付金の交付について、様式第1号により県協議会長に申請するものとする。

(県協議会から地域協議会への交付等に関する事項)

第6条 県協議会長は、地域協議会長から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第2号により、交付条件を付して交付額を通知するとともに、第3条の耕作放棄地再生利用交付金会計、耕作放棄地再生利用交付金会計(再生利用活動附帯事業)から、再生利用交付金を当該地域協議会に交付するものとする。

2 県協議会は、再生利用交付金について、地域協議会の請求により必要があると認めるときは、概算払の方法により交付することができるものとする。

3 地域協議会長は、前項の規定に基づき再生利用交付金の概算払を受けようとするときは、様式第3号を県協議会長に提出しなければならない。

4 県協議会長が地域協議会長に再生利用交付金を交付する条件は、様式第2号に付さ

れるものの他、以下のとおりとする。

ア 交付対象経費の配分の変更をする場合においては、様式第1号による申請を行い、県協議会長の承認を受けること。

イ 申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を県協議会長に提出すること。

ウ 再生利用交付金に係る事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第4号により、県協議会長に申請し、その承認を受けること。

エ 再生利用交付金に係る事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は再生利用交付金に係る事業の遂行が困難となった場合においては、再生利用交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由若しくは再生利用交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び再生利用交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出すること。

(農業者又は農業者等の組織する団体等から地域協議会への交付申請に関する事項)

第7条 農業者又は農業者等の組織する団体等(以下「農業者等」という。)は、再生利用交付金の交付について、様式第5号により地域協議会長に申請するものとする。

(地域協議会から農業者等への交付等に関する事項)

第8条 地域協議会長は、農業者等から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第6号により、交付条件を付して交付額を通知するとともに、第4条の耕作放棄地再生利用交付金会計(再生利用活動)又は耕作放棄地再生利用交付金会計(施設等補完整備)から、再生利用交付金を当該農業者等に交付するものとする。

2 地域協議会長は、再生利用交付金について農業者等から様式第7号により概算払請求があったとき、その内容が適正であると認めるときは概算払いすることができる。

3 地域協議会長が農業者等に再生利用交付金を交付する条件は、様式第6号に付されるものの他、以下のとおりとする。

ア 交付対象経費の配分の変更をする場合においては、様式第5号による申請を行い、地域協議会長の承認を受けること。

イ 申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地域協議会長に提出すること。

ウ 再生利用交付金に係る事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第8号により、地域協議会長に申請し、その承認を受けること。

エ 再生利用交付金に係る事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は再生利用交付金に係る事業の遂行が困難となった場合においては、再生利用交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由若しくは再生利用交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び再生利用交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類を地域協議会長に提出すること。

(農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合の措置)

第9条 地域協議会は、実施要綱別紙1第1の1(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、実施要綱別紙1第1の1(1)の取組に係る経費に充てる、または基金に繰り入れるものとする。その際、地域協議会長と所有者との間の確認事項は様式第9号を参考とするものとする。

(遂行状況の報告)

第10条 地域協議会長は、実施要綱別紙1第1の1(1)の再生作業の対象となった再生利用交付金について、交付額の通知のあった年度の12月31日現在において様式第10号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに県協議会長に提出するものとする。

(実績の報告)

第11条 地域協議会長は、再生利用交付金に係る事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたとき(再生作業を伴う場合)は、様式第11号、実施要綱別紙1第5の2、実施要領第4の6及び実施要領別記第3の1の(2)により実績報告書を作成し、事業実施年度の3月10日までに県協議会長に提出するものとする。

2 地域協議会長は、実施要領第5の2による耕作状況の確認結果を、再生作業完了後、5年間耕作が完了するまでの間、各年度の3月10日までに県協議会長に提出するものとする。

3 農業者等は、再生利用交付金に係る事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたとき(再生作業を伴う場合)は、様式第12号及び実施要綱別紙1第5の1により実績報告書を作成し、地域協議会長の定める日までに地域協議会長に提出するものとする。

(県協議会から地域協議会に対する額の確定等に関する事項)

第12条 県協議会長は、再生利用交付金に係る事業の完了又は廃止に係る再生利用交付金に係る事業の実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及

び現地調査等により、その報告に係る事業の成果が再生利用交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、様式第13号により地域協議会長に通知するものとする。

(地域協議会から農業者等に対する額の確定等に関する事項)

第13条 地域協議会長は、再生利用交付金に係る事業の完了又は廃止に係る再生利用交付金に係る事業の実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る事業の成果が再生利用交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、様式第14号により農業者等に通知するものとする。

(備 考)

第11条の期日については、交付要綱第12の実績報告書の作成に必要な期間を勘案して設定する。

附 則

この業務方法書は、平成21年 5月29日から施行する。

この業務方法書は、平成21年 6月15日から施行する。

この業務方法書は、平成21年10月21日から施行する。

この業務方法書は、平成22年 5月28日から施行する。

この業務方法書は、平成23年 5月12日から施行する。

この業務方法書は、平成25年 4月22日から施行する。

この業務方法書は、平成26年 3月13日から施行する。

この業務方法書は、平成27年 3月10日から施行する。

この業務方法書は、平成28年6月20日から施行する。なお、第12条及び第13条については、平成27年度交付申請分から取り扱うこととする。また、改正後の業務方法書の規程にかかわらず、平成28年6月20日より前に交付申請したものについての取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

この業務方法書は、平成28年11月21日から施行する。

この業務方法書は、平成29年6月13日から施行する。